「又は割安となるもの」を「、又は割安となるもの」に改め、同号イ中「なり」を「なり、」に、「できないか又は」を「できないか、又は」に改め、同号ロ中「なり」を「なり、」に改め、同項第四号中「によつて」を「により」に、「又は適当」を「、又は適当」に改め、同条第五項の表道府県の項第八号中「昭和五十九年度」を「平成二十六年度」に、「平成二十七年度」に改め、同項第九号中「平成六年度から平成二十六年度まで」を「平成七年度から平成二十七年度まで」に改め、同項第十号中「平成六年度」を「平成七年度」に改め、同項第十一号中「平成六年度から平成二十六年度まで」を「平成七年度から平成二十七年度まで」に改め、同項第十二号中「平成六年度から平成二十六年度まで」を「平成七年度から平成二十七年度まで」に改め、同項第十四号及び第十五号中「平成二十六年度」を「平成二十七年度」に改め、同表市町村の項第八号中「昭和五十九年度」を「昭和六十年度」に、「平成二十六年度」を「平成二十七年度」に改め、同項第九号中「平成六年度から平成二十六年度まで」を「平成七年度から平成二十七年度まで」に改め、同項第十号中「平成六年度」を「平成七年度」に改め、同項第十一号中「平成六年度から平成二十六年度まで」を「平成七年度から平成二十七年度まで」に改め、同項第十四号及び第十五号中「平成二十七年度」に改め、同条第七項中「においては」を「には」に改め、同条第八項中「にあつては」を「には」に、「ところによつて」を「ところにより」に改め、同条第九項中「にあつては」を「には」に、「ところによつて」を「ところにより」に改め、同条第十項中「増加し」を「増加し」に改める。

第十五条第一項中「捕そく」を「捕捉」に、「規定によつて」を「規定により」に改め、同条第二項中「二分の一」を「三分の一」に改める。

第二十四条中「第二十条の二第四項」の下に「及び附則第十五条第四項」を加える。

附則第四条の見出し中「平成二十七年度分」を「平成二十八年度分」に改め、同条第一項中「平成二十七年度に限り」を「平成二十八年度に限り」に、「六千七百億円」を「四千百億円」に、「第八号」を「第七号」に、「東日本大震災に対処する等のための平成二十三年度分の地方交付税の総額の特例等に関する法律（平成二十三年法律第四十一号。附則第十三条第一項において「平成二十三年度総額特例法」という。）第一条に規定する震災復興特別交付税」を「東日本大震災に係る災害復旧事業、復興事業その他の事業の実施のため特別の財政需要があること及び東日本大震災のため財政収入の減少があることを考慮して地方団体に対して交付する特別交付税（附則第十三条第一項並びに第十五条第一項及び第二項において「震災復興特別交付税」という。）」に、「五千八百九十八億千八百五万六千円」を「三千四百七十七億七千四百九十万千円」に改め、同項第二号中「地方交付税法等の一部を改正する法律（平成二十七年法律第三号）」を「地方交付税法等の一部を改正する法律（平成二十八年法律第十四号）」に、「平成二十七年度分」を「平成二十八年度分」に、「三千九百二十六億円」を「三千四百三十六億円」に改め、同項第三号中「平成二十七年度」を「平成二十八年度」に、「一兆四千五百二十九億三千百七十五万円」を「二千七百四十六億九千五十万円」に改め、同項第四号中「平成二十七年度」を「平成二十八年度」に、「三十二兆八千百七十二億九千五百四十万八千円」を「三十二兆四千百七十二億九千五百四十万八千円」に改め、同項第五号中「平成二十六年度」を「平成二十七年度」に、「三十三兆千百七十二億九千五百四十万八千円」を「三十二兆八千百七十二億九千五百四十万八千円」に改め、同項第六号中「平成二十七年度」を「平成二十八年度」に、「千六百十四億円」を「千五百八十四億円」に改め、同項第七号中「附則第四条の二第四項」を「附則第四条の二第三項」に、「平成二十七年度分」を「八百二十七億三千六百五十万円」を「千八百十一億千九百万円」に改め、同項第八号を削り、同条第二項を削る。

附則第四条の二の見出し及び同条第一項中「平成二十八年度」を「平成二十九年度」に改め、同条第二項中「平成二十八年度から平成四十二年度まで」を「平成二十九年度から平成四十三年度まで」に改め、同項の表を次のように改める。

年度	金額
平成二十九年度	三千八百七億円
平成三十年度	三千三百六十七億円
平成三十一年度	二千九百六十一億円
平成三十二年度	二千五百三十三億円
平成三十三年度	二千九十二億円
平成三十四年度	千六百五十六億円
平成三十五年度	千二百十七億円
平成三十六年度	八百三十四億円
平成三十七年度	五百二十五億円
平成三十八年度	二百八十五億円
平成三十九年度	百三十四億円
平成四十年度	四十一億円
平成四十一年度	十四億円
平成四十二年度	七億円
平成四十三年度	二億円

附則第四条の二第三項中「平成二十八年度」を「平成二十九年度」に改める。

附則第四条の三を削る。

附則第六条第一項中「平成二十七年度」を「平成二十八年度」に、「によつて」を「により」に改め、同項の表道府県の項中「一、五三〇」を「七九〇」に改め、同表市町村の項中「一、四一〇」を「七四〇」に改める。

附則第六条の二の見出し中「平成二十七年度及び平成二十八年度の各年度分」を「平成二十八年度分」に改め、同条第一項中「平成二十七年度及び平成二十八年の各年度分」を「平成二十八年度分」に、「平成二十七年度にあつては第十一条の規定によつて」を「第十一条の規定により」に改め、「とし、平成二十八年度にあつては同条の規定によつて算定した額から法律で定めるところにより算定した額を控除した額」を削り、同項第一号中「二兆五千九百二十三億千六百九十八万二千円」を「二兆千七百一億千九百三十九万四千円」に改め、同項第二号中「一兆九千三百二十六億五千百二十六万八千円」を「一兆六千百七十八億九千十万六千円」に改め、同条第二項中第五号を削り、第四号を第五号とし、第三号を第四号とし、第二号を第三号とし、同項第一号中「旧法」を「地方交付税法等の一部を改正する法律（平成二十七年法律第三号）による改正前の地方交付税法」に改め、同号を同項第二号とし、同号の前に次の一号を加える。

一　平成二十七年度における基準財政収入額を旧法附則第六条の二の規定の適用がないものとした場合における当該年度の基準財政需要額で除して得た数値

附則第七条の四の見出し中「平成二十七年度」を「平成二十八年度」に改め、同条第一号イ中「平成二十七年度分」を「平成二十八年度分」を「というう。）」に改め、「平成二十六年所得税法等改正法」という。）の下に「及び所得税法等の一部を改正する法律（平成二十八年法律第十五号。以下この条において「平成二十八年所得税法等改正法」という。）を加え、「平成二十七年度」を「平成二十八年度」に改め、同号ロ中「平成二十三年法律第三十号」の下に「、地方税法等の一部を改正する等の法律（平成二十八年法律第十三号。以下この条において「平成二十八年地方税法等改正法」という。）」を加え、「平成二十六年所得税法等改正法及び」を「平成二十六年所得税法等改正法」に改め、「平成二十七年所得税法等改正法」という。）」の下に「及び平成二十八年所得税法等改正法」を加え、「平成二十七年度」を「平成二十八年度」に改め、同号ハ中「及び平成二十六年所得税法等改正法」を「、平成二十七年度」を「平成二十八年度」に改め、同号ニ中「平成二十三年法律第三十号」の下に「、平成二十八年地方税法等改正法及び平成二十七年所得税法等改正法」を「、平成二十八年度」に改め、同号ホ中「及び地方税法等の一部を改正する法律（平成二十七年法律第二号）」を「、地方税法等の一部を改正する法律（平成二十七年法律第二号）及び平成二十八年地方税法等改正法」に、「平成二十七年度」を「平成二十八年度」に改め、同号ヘ及びト中「及び平成二十六年地方税法等改正法及び平成二十八年地方税法等改正法」に、「平成二十七年度」を「平成二十八年度」に改め、同